

令和 6 年度 業務委託積算基準 一部改定・訂正一覧表

R7.4.30

[illegible]

令和6年度 業務委託積算基準 対照表

ページ

1-1
第1編 測量業務
第1章 測量業務積算基準
[2] 独自基準
1-4 測量業務費の積算方法

改定前（令和7年4月30日まで適用）

[2] 独自基準

設計業務等標準積算基準書 第1編 測量業務

第1章 測量業務積算基準

第1節 測量業務積算基準

1-4 測量業務費の積算方法

1-4-1 測量業務費

3. 測量調査費

測量調査費については、以下による。

測量調査費については、「業務委託積算基準（島根県農林水産部・土木部）第3編土木設計業務」による。

「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については、測量調査費として計上するものとする。

なお、測量調査についての運用は、別表第2による。

改定後（令和7年5月1日以降適用）

[2] 独自基準

設計業務等標準積算基準書 第1編 測量業務

第1章 測量業務積算基準

第1節 測量業務積算基準

1-4 測量業務費の積算方法

1-4-1 測量業務費

2. 踏査費

測量作業に係る踏査費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）毎に求められた踏査費率を、当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。

（令和7年4月30日以前適用）

設計業務等標準積算基準書 第1編／第1節／1-4-1 測量業務費 別表第1

（令和7年5月1日以降適用）

別表第1 （1）踏査費率標準値

直接測量費 （成果検定費を除く）	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	（2）の算出式により求められた率とする。 ただし、実数値は下記による。		
		A		b
		288.50	-0.084	61.4%
率又は実数値	95.8%			

3. 測量調査費

測量調査費については、以下による。

測量調査費については、「業務委託積算基準（島根県農林水産部・土木部）第3編土木設計業務」による。

「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については、測量調査費として計上するものとする。

なお、測量調査についての運用は、別表第2による。

1-1

追記

-2-

追記

令和6年度 業務委託積算基準 対照表

ページ	改定前（令和7年4月30日まで適用）	改定後（令和7年5月1日以降適用）
第8-1編 港湾 第2編 測量・調査等業務 [2] 独自基準 1節 測量業務	第2編 測量・調査等業務 1節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 測量作業費 1) 直接測量費 (1) 人件費等 ②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 (5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費 1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。 2-3 測量業務費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 測量作業費及び測量調査費の端数処理については、以下による。 測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。 2-4 定期点検診断業務における現地調査費の算定 定期点検診断業務における現地調査費の算定については、以下による ・島根県港湾施設定期点検診断業務積算要領／4.現地調査費	第2編 測量・調査等業務 1節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 測量作業費 1) 直接測量費 (1) 人件費等 ②賃金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 (5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3旅費交通費 1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。 2-3 測量業務費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 測量作業費及び測量調査費の端数処理については、以下による。 測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。 2-4 諸経費 測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く）に準じて得た額とする （令和7年4月30日以前適用） ・港湾土木諸員工事積算基準 第3部 第2編／1節／2-4諸経費 別表第1 （令和7年5月1日以降適用）

追記

8-3へ移動

令和6年度 業務委託積算基準 対照表

ページ	改定前（令和7年4月30日まで適用）	改定後（令和7年5月1日以降適用）															
第8-1編 港湾 第2編 測量・調査等業務 [2] 独自基準 1節 測量業務		追記 別表第1 <table><tr><th>直接測量費</th><th>50万円以下</th><th>50万円を超え1億円以下</th><th>1億円を超えるもの</th></tr><tr><th rowspan="2">適用区分等</th><td rowspan="2">下記の率とする。</td><td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。</td></tr><tr><th>A</th><th>b</th></tr><tr><td>率または定数値</td><td>95.8%</td><td>288.50</td><td>→0.684</td><td>61.4%</td></tr></table> 対象額が50万円を超え1億円以下の場合の算定式 $Z=A \cdot X^b$ ただし、 Z：諸経費率（単位：％） X：直接測量費（単位：円） A、b：定数値 注）諸経費率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。 2-5 定期点検診断業務における現地調査費の算定 定期点検診断業務における現地調査費の算定については、以下による ・島根県港湾施設定期点検診断業務積算要領／4. 現地調査費 5節 磁気探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (1) 人件費等 労務の単価については、以下による ・建設工事積算基準／第15編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第15編単価 (4) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3 旅費交通費 2-3 磁気探査業務（工事） 費の積算方式 単価表の合計金額について端数処理は行わない。 業務価格の端数処理については、以下による。 ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2 端数処理等の方法（10）業務価格 8-3	直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		A	b	率または定数値	95.8%	288.50	→0.684	61.4%
直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの														
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。															
		A	b														
率または定数値	95.8%	288.50	→0.684	61.4%													

-4-

令和6年度 業務委託積算基準 対照表

ページ	改定前（令和7年4月30日まで適用）	改定後（令和7年5月1日以降適用）
第8-2編 漁港漁場整備 第2編 測量・調査等業務 [2] 独自基準 1節 測量業務	第2編 測量・調査等業務 1節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 測量作業費 1) 直接測量費 (1) 人件費等 ②資金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第1.5編単価 (5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3 旅費交通費 1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。 2-3 測量業務費の積算方式 単価表の合計金額について増減処理は行わない。 測量作業費及び測量調査費の増減処理については、以下による。 測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。 なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で増減調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。 4節 磁器探査業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費 (1) 人件費等 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第1.5編単価 (4) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3 旅費交通費	第2編 測量・調査等業務 1節 測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2 積算価格構成の内訳 2-2-1 測量作業費 1) 直接測量費 (1) 人件費等 ②資金 労務単価については、以下による ・建設工事積算基準／第1.5編単価 (2) 材料費 単価については、以下による ・業務委託積算基準／第1.5編単価 (5) 直接経費 ①旅費 旅費の算定については、以下による ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3 旅費交通費 1) 間接測量費 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力、用水、光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用および登記簿調査、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的経費、業務実績の登録に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。 2-3 測量業務費の積算方式 単価表の合計金額について増減処理は行わない。 測量作業費及び測量調査費の増減処理については、以下による。 測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。 なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で増減調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。 2-4 諸経費 測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする （令和7年4月30日以前適用） ・港湾土木請負工事積算基準／第3部／第2編／1節／2-4 諸経費／別表第1 （令和7年5月1日以降適用）
	8-7	8-8

追記

8-9へ移動

令和6年度 業務委託積算基準 対照表

ページ

第8-1編 港湾

第2編 測量・調査等業務

[2] 独自基準

1節 測量業務

改定前（令和7年4月30日まで適用）

追記

別表第1

直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	
		A	b
率または変数値	95.8%	288.50	~0.084
			61.4%

対象額が50万円を超え1億円以下の場合の算定式

$$Z = A \cdot X^b$$

ただし、
Z：諸経費率（単位：%）
X：直接測量費（単位：円）
A、b：変数値

注）諸経費率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。

4節 磁器探査業務

2. 積算価格の内訳

2-2 積算価格構成の内訳

2-2-1 調査業務費

1) 直接調査費

(1) 人件費等

労務単価については、以下による

- ・建設工事積算基準／第15編単価

(2) 材料費

単価については、以下による

- ・業務委託積算基準／第15編単価

(4) 直接経費

①旅費

旅費の算定については、以下による

- ・業務委託積算基準／総則／第2章／第1節／1-3 旅費交通費

2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式

単価表の合計金額について増数処理は行わない。

業務価格の増数処理については、以下による。

- ・業務委託積算基準／総則／第1章／第2節／2-2 増数処理等の方法（10）業務価格

5節 潜水探査業務

2. 積算価格の内訳

2-2 積算価格構成の内訳

1) 直接工事費

(1) 人件費等

労務単価については、以下による

- ・建設工事積算基準／第15編単価

8-9

-6-